厚　木　市　消　防　審　議　会　次　第

日　　時　令和８年 10 月 26 日（月）
　　午後３時 30 分
場　　所　厚木市消防本部３階会議室

１　挨拶

２　議題
（1）第３期厚木市消防力整備計画（案）について【資料】

（2）その他

３　その他

第3期厚木市消防力整備計画

令和９（2027）年度～令和 17（2035）年度

厚木市消防本部

目　　次

第１章　厚木市消防力整備計画について
１　計画策定の趣旨 …… 1
２　計画の位置付け …… 2
３　計画期間及び進行管理
(1) 計画期間 …… 2
(2) 進行管理 …… 3
４　目標指標の事業実績（令和３年度～令和８年度）
(1) 消防力の充実・強化 …… 3
(2) 救急体制の充実 …… 4
(3) 防火対策の推進 …… 4
第２章　管内の状況
１　消防力
(1) 署所の配置 …… 6
(2) 署所の建築年数 …… 6
(3) 消防の機構 …… 7
(4) 消防車両配置状況 …… 8
(5) 消防団組織と現勢 …… 9
(6) 消防団の充足率 …… 10
２　火災等の状況
(1) 火　災 …… 11
(2) 救　急 …… 13
(3) 救　助 …… 15
(4) 通信・指令 …… 16
第３章　施策の方向性
計画の目標 …… 17
１　消防体制の充実
(1) 消防組織の整備充実 …… 19
(2) 消防装備・消防水利の充実 …… 21
(3) 警防業務の充実 …… 22
(4) 通信指令体制の強化 …… 23
(5) 消防団の充実 …… 24

２　救急体制の充実
(1) 救急高度化の推進 …… 25
(2) 応急手当普及啓発の推進 …… 26
(3) 救急需要対策の推進 …… 26
３　火災予防対策の推進
(1) 防火対策の推進 …… 27
(2) 防火・保安管理体制の充実 …… 28

第１章　厚木市消防力整備計画について

１　計画策定の趣旨

第２期厚木市消防力整備計画（以下「第２期計画」という。）は、令和３（2021）年度から令和８（2026）年度までを計画期間として策定し、あらゆる災害から市民の生命、財産を守るため、消防力全般の充実強化に向け、計画的に各施策に取り組んできました。

近年の全国で発生している災害や事故を見ると、複雑・多様化、大規模化する傾向にあり、頻発・激甚化する風水害や大規模地震、ＮＢＣ災害を含む特殊災害などへの対応が求められており、消防に期待される役割はますます大きくなっています。

本市の災害発生状況を見ると、119 番受信件数及び救急出動件数は年々増加しており、令和７（2025）年中には、救急出動件数が１万５千件近くに達するなど、救急需要の増大が顕著になっています。特に、高齢化の進展に伴い、救急搬送人員のうち高齢者の割合が約６割を占めるなど、救急体制の強化や迅速かつ的確な救急医療サービスの提供、市民への応急手当の普及啓発が喫緊の課題となっています。

また、消防庁舎の老朽化対策をはじめ、消防団員の充足率低下や社会情勢の変化に伴う新たな災害リスクなど、消防行政を取り巻く環境の変化に、確実に対応することが求められています。

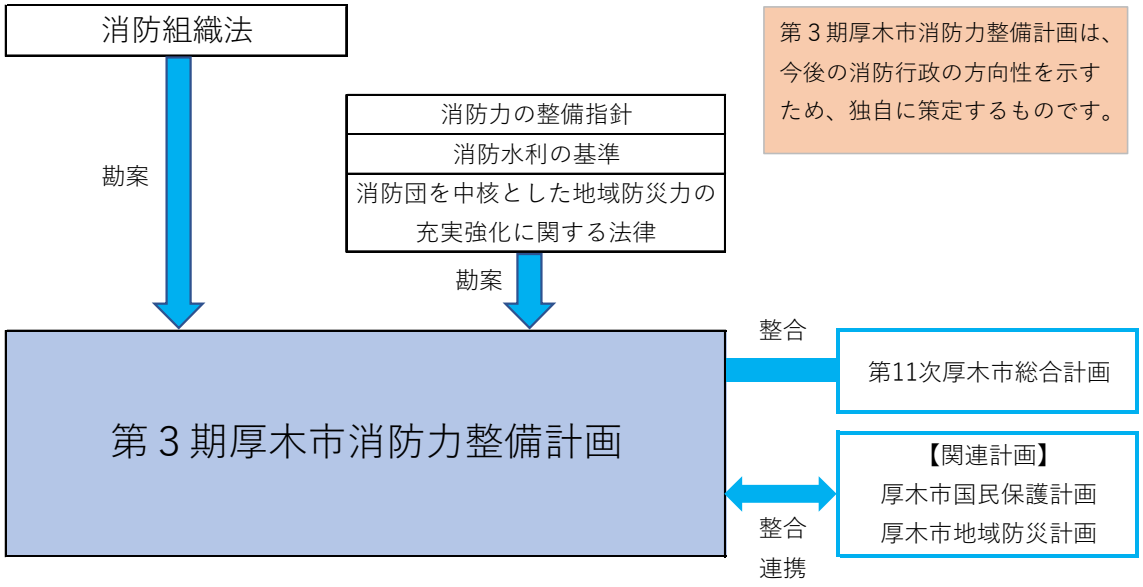
今後も、消防に寄せられる市民ニーズが増大・多様化することが予想される中、社会情勢や災害発生状況等を的確に把握し、消防力の更なる充実・強化を計画的に推進するため、令和８年度（2026）年度をもって満了する第２期計画を見直し、令和９（2027）年度を始期とし、令和 17（2035）年度を終期とする「第３期厚木市消防力整備計画」（以下「第３期計画」という。）を策定します。



２　計画の位置付け

計画の位置付け

第３期計画は、第 11 次厚木市総合計画（以下「総合計画」という。）の個別計画として、同計画のまちづくりの方向性と整合を図りながら策定します。本市の常備消防と非常備消防である消防団を含めた消防力全般の充実強化を図るための計画であり、関係法令や国の指針と併せて、「厚木市地域防災計画」や「厚木市国民保護計画」との整合を図ります。

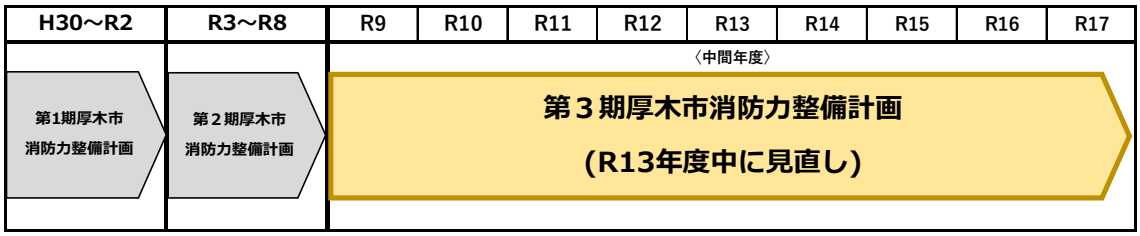


３　計画期間及び進行管理

（１）計画期間

第３期計画の期間は、総合計画との整合を図るため、令和９（2027）年度から令和 17（2035）年度までの９年間とします。

また、中間年度に当たる令和 13（2031）年度に必要に応じて見直しを行うことで、社会状況や消防需要の変化などを一層反映できる計画とします。



（２）進行管理

本計画に基づく施策を効果的に推進するため、PDCA サイクルに沿って、単位施策別に設定する重要業績評価指標（KPI）により、達成状況を定期的に点検・評価し、継続的に改善を図ります。総合計画の成果指標として「救急車の現場到着平均時間」及び「消防・救急体制が整っており、安心して暮らせていると思う市民の割合」が位置付けられていることを踏まえ、本計画においてもこれらの指標と連動する具体的な目標を設定し、実効性を確保します。

４　目標指標の事業実績（令和３年度～令和８年度）

令和３（2021）年度から令和８（2026）年度までの第２期計画における取組による成果は次のとおりです。

（１）消防力の充実・強化

項目			令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度		令和８年度	
			目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
消防庁舎の整備	①	消防本部移転	基本設計	設計に伴う調整	基本設計	設計に伴う調整	実施設計	設計に伴う調整	建設工事	移転に伴う調整	建設工事	移転に伴う調整	建設工事	移転に伴う調整
	②	厚木消防署本署再整備	適正配置建替検討	課題の抽出	適正配置建替検討	建設場所の検討等	適正配置建替検討	コンサルに向けた調整等	調査	再整備の方向性の決定	再整備方針策定	再整備方針策定 敷地測量 ｱｽﾍﾞｽﾄ調査	解体新築基本設計 地盤調査	解体新築基本設計 地盤調査
	③	相川分署新築事業	建設･解体工事	建設･解体工事	解体工事	解体工事	－	－	－	－	－	－	－	－
		南毛利分署新築事業	建設･解体設計	建設･解体設計	解体工事	解体工事	－	－	－	－	－	－	－	－
	④	消防訓練場整備事業	測量・実施設計	測量・実施設計	解体改修工事･訓練施設設置	解体改修工事･訓練施設設置	－	－	－	－	－	－	－	－
⑤ 消防車両整備台数			5	5	10	7	8	6	8	6	8	4	8	－
⑥ 耐震性防火水槽整備数			－	－	1	0	－	1	－	－	1	0	－	－
⑦ 消防団員充足率			100	90.3	100	88.3	100	88.3	100	86.2	100	87.0	100	89.5

・令和８（2026）年度の実績については、８月末の数値

《取組成果》

①　消防本部の移転については、本庁舎の移転に合わせ、消防本部機能を維持するために必要なレイアウトの検討を進めました。

②　厚木消防署本署再整備については、老朽化した庁舎の建て替え又は増改築の検討、建て替える場合の場所の選定等を実施した結果、現在地での建て替えが最適と判断し、敷地測量、アスベスト調査及び解体新築基本設計を実施しました。

③　相川分署及び南毛利分署新築工事については、令和３年度に新庁舎が完成し、令和４年度に旧庁舎の解体工事が完了しました。

④　訓練場整備事業については、令和３年度に測量及び実施設計を実施し、令和４年度に整備が完了しました。

⑤　消防車両については、「消防車両更新計画」に基づき、機能性に優れた車両を整備しました。

⑥　耐震性防火水槽については、消防水利の充実を図るため、震災時の火災にも確実に対応できる防火水槽を整備しました。

⑦　消防団員の充足率については、各種イベントにおいて消防団の必要性や重要性を広報した結果、100%には届かないものの、90%前後の充足率を確保することができました。

（２）救急体制の充実

項 目		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度		令和８年度	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
①	救急救命士の配置数（累計）	56	64	57	69	58	74	59	77	60	80	61	81
②	市民による心肺蘇生法実施率	66.5	66.3	66.5	69.1	66.5	65.4	66.5	67	66.5	61.9	66.5	65.3
③	普通救命講習会受講者数	2,500 (2,500)	2,398 (2,398)	2,500 (5,000)	3,257 (5,655)	2,500 (7,500)	3,670 (9,325)	2,500 (10,000)	3,987 (13,312)	2,500 (12,500)	3,854 (17,166)	2,500 (15,000)	1,115 (18,281)

・令和８（2026）年度の実績については、８月末の数値

《取組成果》

①　救急救命士については、計画的な養成に取り組んだ結果、目標値を上回る人員を配置することができ、救急業務の高度化を図ることができました。

②　市民による心肺蘇生法実施率については、普通救命講習会の定期的な開催や119 番受信時における的確な口頭指導により、目標値に近い成果を上げることができました。

③　普通救命講習会については、計画的に開催したことで受講者数が目標を上回り、応急手当の普及啓発を図ることができました。

（３）防火対策の推進

項 目		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度		令和８年度	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
①	出火率	2.4	2.4	2.4	2.6	2.4	2.2	2.4	3.0	2.4	2.7	2.4	2.7
②	住宅用火災警報器の設置率	100	89	100	89	100	89	100	89	100	89	100	89

・令和８（2026）年度の実績については、８月末の数値

・出火率：人口１万人当たりの火災件数の割合。率が少ないほど火災発生割合が少ない。

※　住宅用火災警報器の実績は、総務省消防庁が公表した本市の推計設置率

《取組成果》

①　出火率については、平均すると目標を若干上回るものの、各種イベントの開催や SNS を活用した広報活動を実施した結果、防火意識の高揚や火災予防に関する啓発を図ることができました。

②　住宅用火災警報器の設置率については、住宅防火診断や戸別訪問において、住宅用火災警報器の有効性を周知し、住宅火災による被害の低減に取り組みました。





第２章　管内の状況

１　消防力

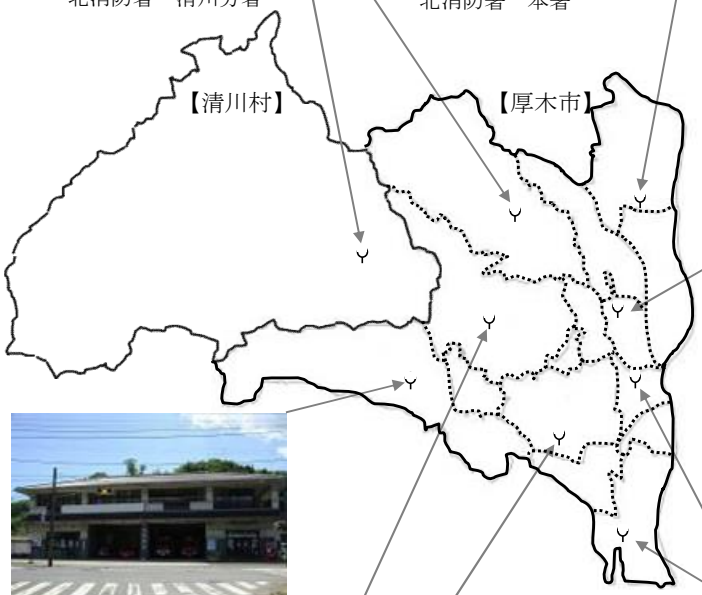
（１）署所の配置

令和８（2026）年４月１日現在、１消防本部、２消防署（厚木・北消防署）、７分署（南毛利・相川・玉川・依知・小鮎・睦合・清川）を配置し、24 時間の２交代体制勤務で災害対応に当たっています。


北消防署　清川分署


北消防署　本署

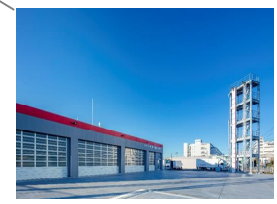

北消防署　依知分署




北消防署　睦合分署


消防本部・厚木本署

厚木消防署　玉川分署


厚木消防署　相川分署

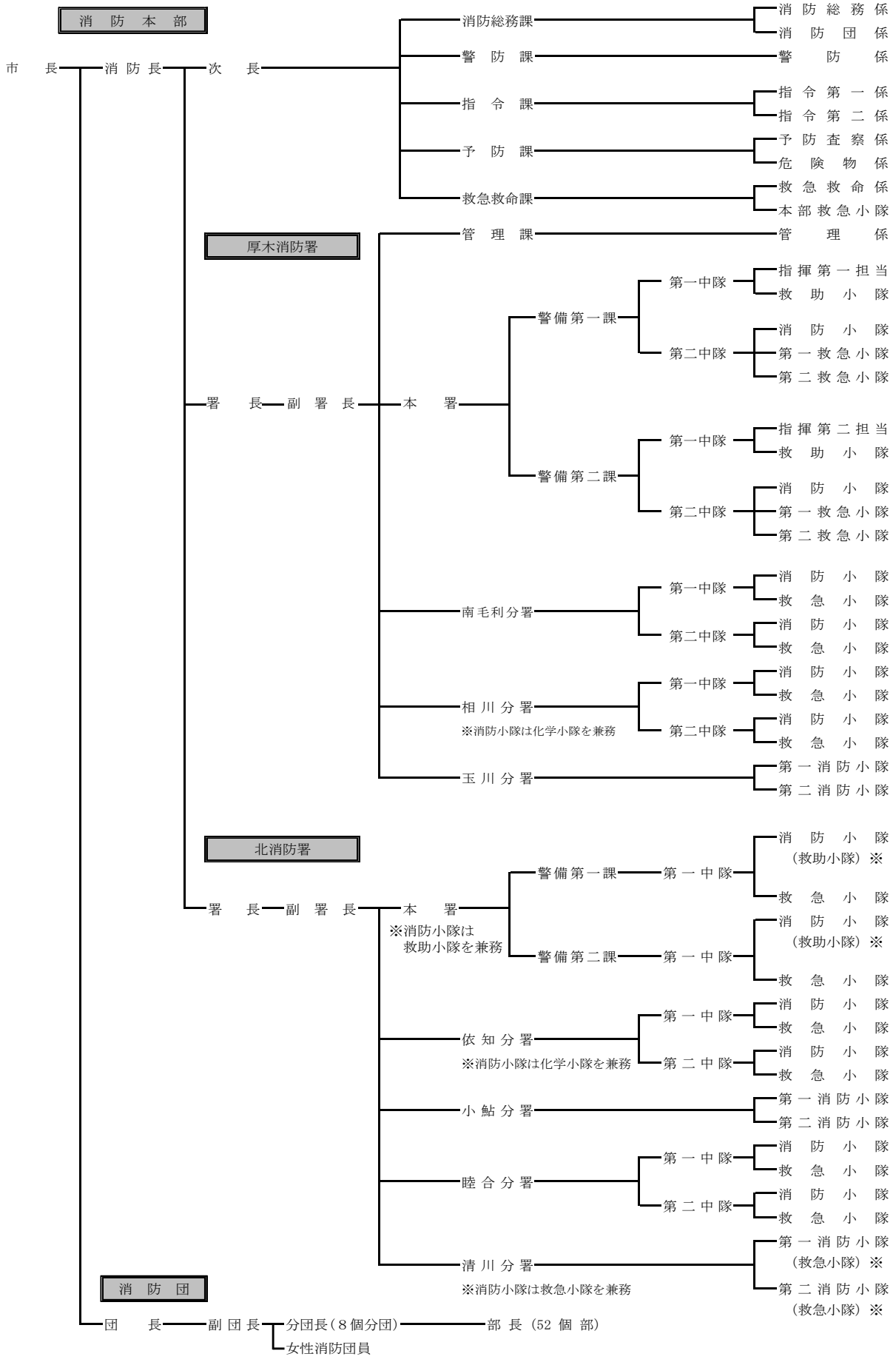

北消防署　小鮎分署


厚木消防署　南毛利分署

（２）署所の建築年数（令和８年４月１日現在）

厚木本署	南毛利分署	相川分署	玉川分署	
53年	４年	４年	33年	
建替予定	－	－	R７長寿命化工事	
北本署	依知分署	小鮎分署	睦合分署	清川分署
25年	12年	42年	35年	10年
－	R８長寿命化工事	－	－	－

（３）消防の機構


消防本部
市長
消防長
次長
消防総務課
消防総務係
消防団係
警防課
警防係
指令課
指令第一係
指令第二係
予防課
予防査察係
危険物係
救急救命課
救命係
本部救急小隊
厚木消防署
管理課
管理係
署長
副署長
本署
警備第一課
第一中隊
指揮第一担当
救助小隊
第二中隊
消防小隊
第一救急小隊
第二救急小隊
警備第二課
第一中隊
指揮第二担当
救助小隊
第二中隊
消防小隊
第一救急小隊
第二救急小隊
南毛利分署
第一中隊
消防小隊
救急小隊
第二中隊
消防小隊
救急小隊
相川分署
※消防小隊は化学小隊を兼務
第一中隊
消防小隊
救急小隊
第二中隊
消防小隊
救急小隊
玉川分署
第一消防小隊
第二消防小隊
北消防署
署長
副署長
本署
※消防小隊は
救助小隊を兼務
警備第一課
第一中隊
消防小隊
（救助小隊）※
救急小隊
警備第二課
第一中隊
消防小隊
（救助小隊）※
救急小隊
依知分署
※消防小隊は化学小隊を兼務
第一中隊
消防小隊
救急小隊
第二中隊
消防小隊
救急小隊
小鮎分署
第一消防小隊
第二消防小隊
睦合分署
第一中隊
消防小隊
救急小隊
第二中隊
消防小隊
救急小隊
清川分署
※消防小隊は救急小隊を兼務
第一消防小隊
（救急小隊）※
第二消防小隊
（救急小隊）※
消防団
団長
副団長
分団長（８個分団）
部長（52個部）
女性消防団員

（４）消防車両配置状況

各署所における消防車両の配置状況は、次のとおりです。

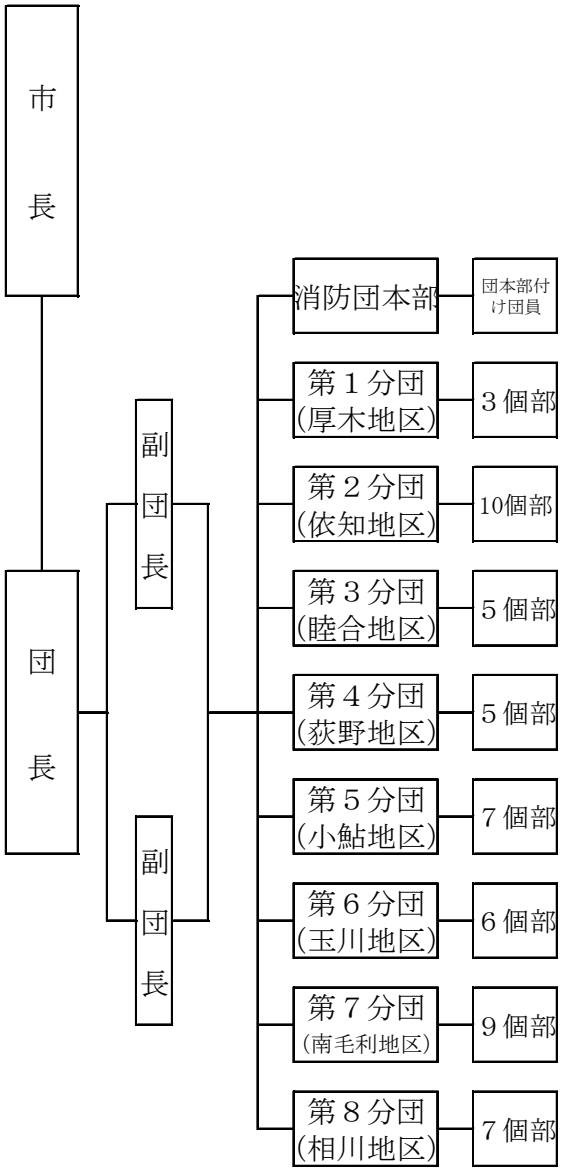
令和８年４月１日現在

署　所		配置車両	台数	備考
消防本部		広報車	2	
		連絡車	5	厚木署管理課車両1台含む。
		調査車	1	
		指令車	1	
		高規格救急自動車	1	
		マイクロバス	1	
厚木消防署	本　署	消防ポンプ自動車	1	
		はしご車	2	
		救助工作車	1	
		水難救助車	1	
		高規格救急自動車	2	
		水槽付ポンプ自動車	1	
		指令車	1	
		救急二輪車	1	
		資材搬送車・作業車	2	
	南毛利分署	消防ポンプ自動車	1	
		高規格救急自動車	1	
		査察車（災害対策車）	1	
		資材搬送車・作業車	2	
	相川分署	消防ポンプ自動車	1	
		化学消防ポンプ自動車	1	
		高規格救急自動車	2	非常用１台含む。
		査察車	1	
		資材搬送車・作業車	2	
		拠点機能形成車	1	
	玉川分署	消防ポンプ自動車	2	非常用１台含む。
		査察車	1	
		資材搬送車・作業車	2	
北消防署	本　署	消防ポンプ自動車	1	
		救助工作車	1	
		高規格救急自動車	2	非常用１台含む。
		指令車	1	
		査察車	1	
		資材搬送車・作業車	2	
		救急二輪車	1	
		情報収集用二輪車	2	
	依知分署	消防ポンプ自動車	1	
		化学消防ポンプ自動車	1	
		高規格救急自動車	1	
		査察車（災害対策車）	1	
		資材搬送車・作業車	2	
	小鮎分署	消防ポンプ自動車	1	
		水槽付消防ポンプ自動車	1	
		査察車	1	
		資材搬送車・作業車	2	
	睦合分署	消防ポンプ自動車	1	
		高規格救急自動車	1	
		査察車	1	
		資材搬送車・作業車	3	
	清川分署	消防ポンプ自動車	1	
		高規格救急自動車	1	
		資材運搬車	1	
合　計			**72**	

（５）消防団組織と現勢

本市の消防団は、１団・８個分団・52 個部、団員定数 579 人で構成され、日頃は生業を持ちながら「自分たちのまちは自分たちで守る」という郷土愛護の精神に基づき、地域防災の要となって活動しており、災害対応はもとより、地域コミュニティの振興においても大きな役割が期待されています。

消　　防　　団　　員 …… 定員579名、実員503名
団　・　分　団　・　部　数 …… １団、８個分団、52個部
小型動力ポンプ付積載車 …… 52 台
そ　の　他　の　車　両 …… 1 台



（令和８年４月１日現在）

階級と実員								車両台数	
団長	副団長	分団長	副分団長	部長	副部長	団員	計	小型動力ポンプ付積載車	その他の車両
1	**2**	**8**	**8**	**53**	**53**	**378**	**503**	**52**	**1**
1	2	－	－	1	1	10	**15**	－	1
－	－	1	1	3	3	33	**41**	3	－
－	－	1	1	10	10	66	**88**	10	－
－	－	1	1	5	5	38	**50**	5	－
－	－	1	1	5	5	38	**50**	5	－
－	－	1	1	7	7	49	**65**	7	－
－	－	1	1	6	6	43	**57**	6	－
－	－	1	1	9	9	59	**79**	9	－
－	－	1	1	7	7	42	**58**	7	－

（６）消防団の充足率

令和７年の団員数は504人で、充足率は87.0%です。令和４年以降充足率が90%未満となっています。（定員：579人）

年別 区分	令和３年 (2021年)	令和４年 (2022年)	令和５年 (2023年)	令和６年 (2024年)	令和７年 (2025年)
団員数	523	511	511	499	504
充足率	90.3	88.3	88.3	86.2	87





２　火災等の状況

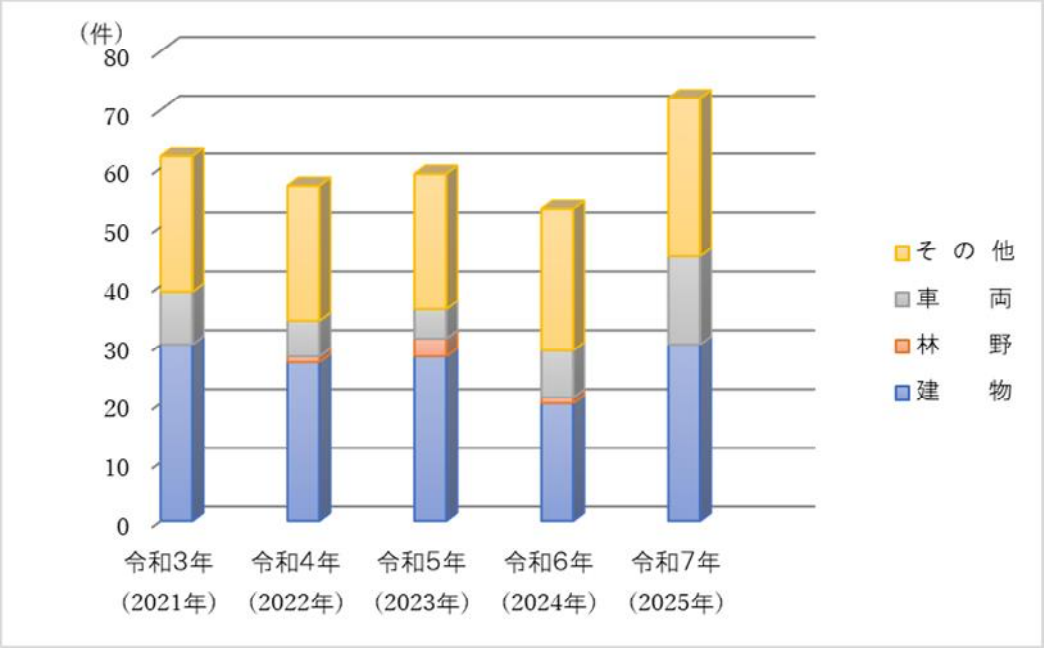
（１）火　災

令和３（2021）年から令和７（2025）年までの火災発生件数は年間平均 61 件で、約６日に１件の割合で火災が発生したことになります。火災件数を種別ごとにみると、建物火災が全体の約 40%～50%を占めています。

（図表５・６）

また、火災の発生原因別で見ると（不明、調査中、その他を除く。）、令和７年中はたばこを原因とする火災が増えたほか、放火や放火の疑いによる火災が、毎年上位を占めております。**（図表７・８）**

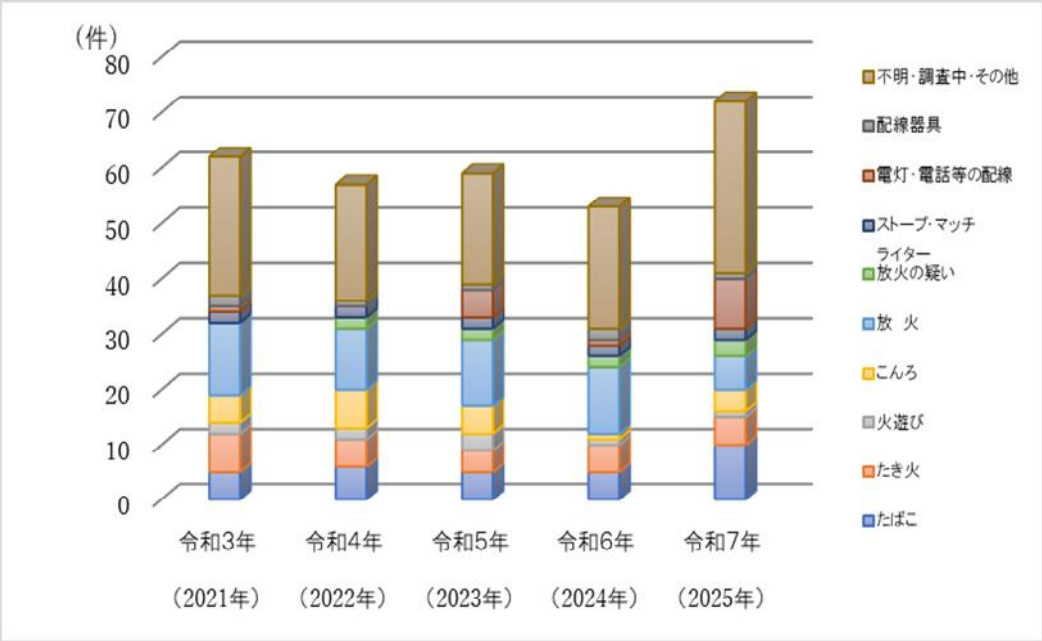
○　**図表５　火災種別件数**



○　**図表６　火災種別件数**　　（単位：件）

種別＼年	令和３年 (2021 年)	平成４年 (2022 年)	平成５年 (2023 年)	平成６年 (2024 年)	令和７年 (2025 年)
建　物	30	27	28	20	30
林　野	－	1	3	1	－
車　両	9	6	5	8	15
その他	23	23	23	24	27
合　　計	**62**	**57**	**59**	**53**	**72**

○　図表７　火災原因別件数



○　図表８　火災原因別件数　　（単位：件）

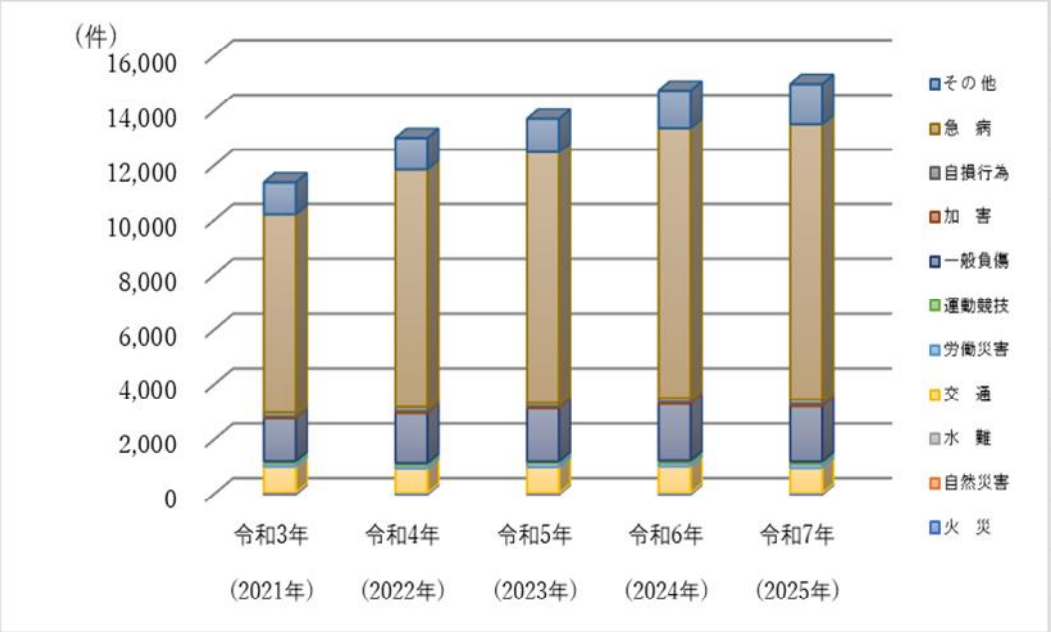
年 / 原因	令和３年 (2021 年)	令和４年 (2022 年)	令和５年 (2023 年)	令和６年 (2024 年)	令和７年 (2025 年)
たばこ	5	6	5	5	10
たき火	7	5	4	5	5
火遊び	2	2	3	1	1
こんろ	5	7	5	1	4
放　火	13	11	12	12	6
放火の疑い	－	2	2	2	3
ストーブ・マッチ・ライター	2	2	2	2	2
電灯・電話等の配線	1	－	5	1	9
配線器具	2	1	1	2	1
不明・調査中・その他	25	21	20	22	31
合　　計	**62**	**57**	**59**	**53**	**72**

（２）救　急

救急出動件数は、全国的な傾向と同様に、本市においても増加傾向にあり、令和６（2024）年に 14,000 件を超えました。（**図表９・10**）

令和７（2025）年中の出動件数は 14,978 件、１日当たりの平均出動件数は 41 件で 35.1 分に１件出動しています。

○　図表９　年別救急出動件数

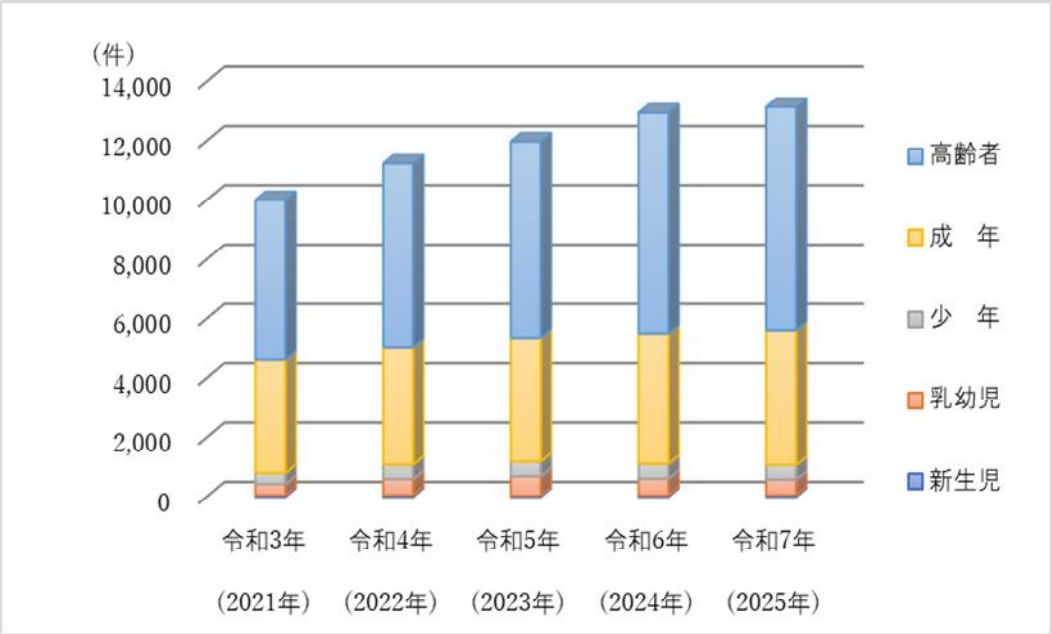


○　図表 10　年別救急出動件数　　（単位：件）

年 / 事故種別	令和３年 (2021 年)	令和４年 (2022 年)	令和５年 (2023 年)	令和６年 (2024 年)	令和７年 (2025 年)
火　　災	51	39	32	35	38
自然災害	3	－	2	1	－
水　　難	9	13	9	10	5
交　　通	938	875	936	962	905
労働災害	119	120	147	124	142
運動競技	68	74	52	80	86
一般負傷	1,574	1,834	1,953	2,086	2,032
加　　害	64	69	58	67	81
自損行為	154	156	131	148	170
急　　病	7,236	8,681	9,173	9,858	10,054
そ の 他	1,176	1,147	1,216	1,368	1,465
合　　計	**11,392**	**13,008**	**13,709**	**14,739**	**14,978**

救急搬送人員は、高齢者（65 歳以上）の占める割合が増加しており、令和７（2025）年中では、全体の 57.3%を占めています。（**図表 11・12**）

○　図表 11　年齢別救急搬送人員



○　図表 12　年齢別救急搬送人員

（単位：人）

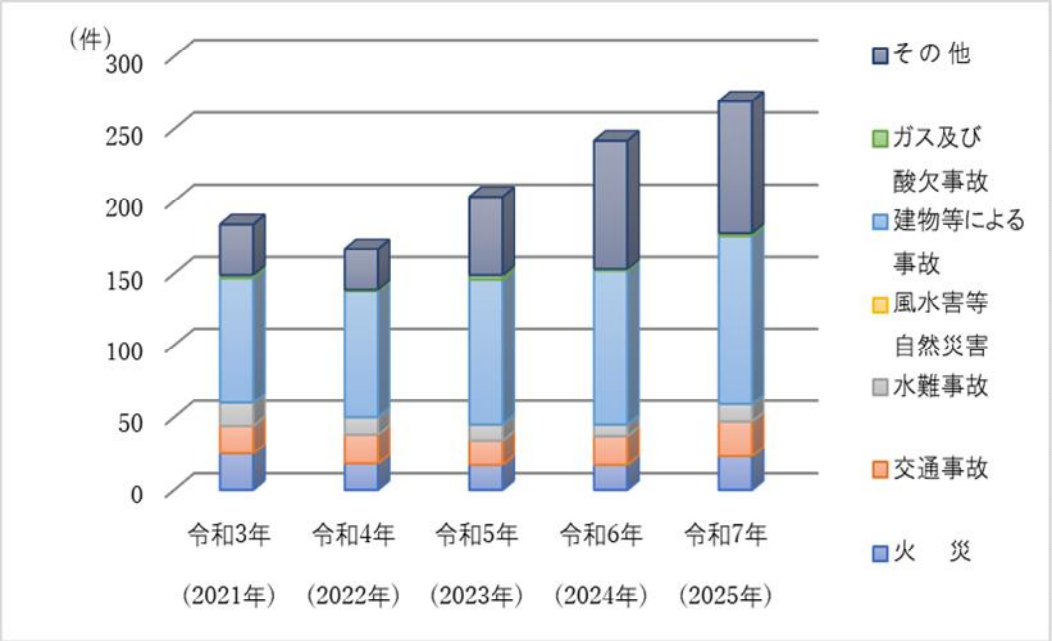
年齢区分＼年	令和３年 (2021 年)	令和４年 (2022 年)	令和５年 (2023 年)	令和６年 (2024 年)	令和７年 (2025 年)
新生児 (生後 28 日以内)	50	52	32	43	51
乳幼児 (生後 29 日以上7歳未満)	376	544	661	565	530
少　年 (7歳以上 18 歳未満)	374	485	491	503	491
成　年 (18 歳以上 65 歳未満)	3,812	3,964	4,173	4,392	4,537
高齢者 (65 歳以上)	5,393	6,188	6,627	7,441	7,537
合　　計	**10,005**	**11,233**	**11,984**	**12,944**	**13,146**

（３）救　助

救助出動件数は、救急出動件数と同様に全国的に増加傾向にある中、本市においても令和４年以降増加しており、令和５（2023）年に 200 件を超えました。

事故種別は、建物等による事故が増加しており、令和７（2025）年中では全体の 43.5％を占めています。（**図表 13・14**）

○　図表 13　年別救助出動件数



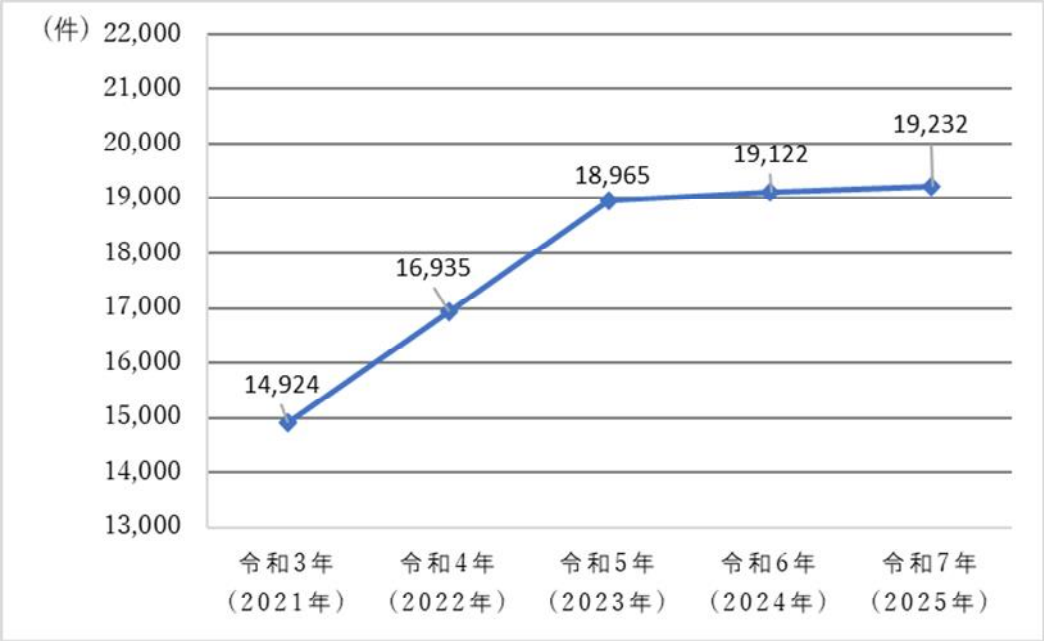
○　図表 14　年別救助出動件数　　（単位：件）

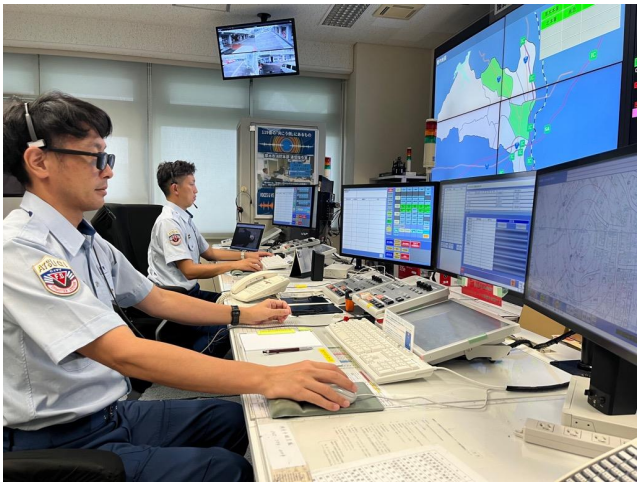
事故種別＼年	令和３年 (2021 年)	令和４年 (2022 年)	令和５年 (2023 年)	令和６年 (2024 年)	令和７年 (2025 年)
火　　災	25	18	17	17	23
交通事故	19	20	17	20	24
水難事故	16	12	11	8	12
風水害等自然災害	－	－	－	－	－
建物等による事故	87	88	101	107	117
ガス及び酸欠事故	2	1	3	1	2
そ の 他	35	28	54	89	91
合　　計	**184**	**167**	**203**	**242**	**269**

（４）通信・指令

119 番受信状況は、令和３（2021）年以降増加傾向にあり、令和６（2024）年以降は、19,000 件を超えています。（**図表 15**）

○　**図表 15　119 番受信件数**　　（単位：件）



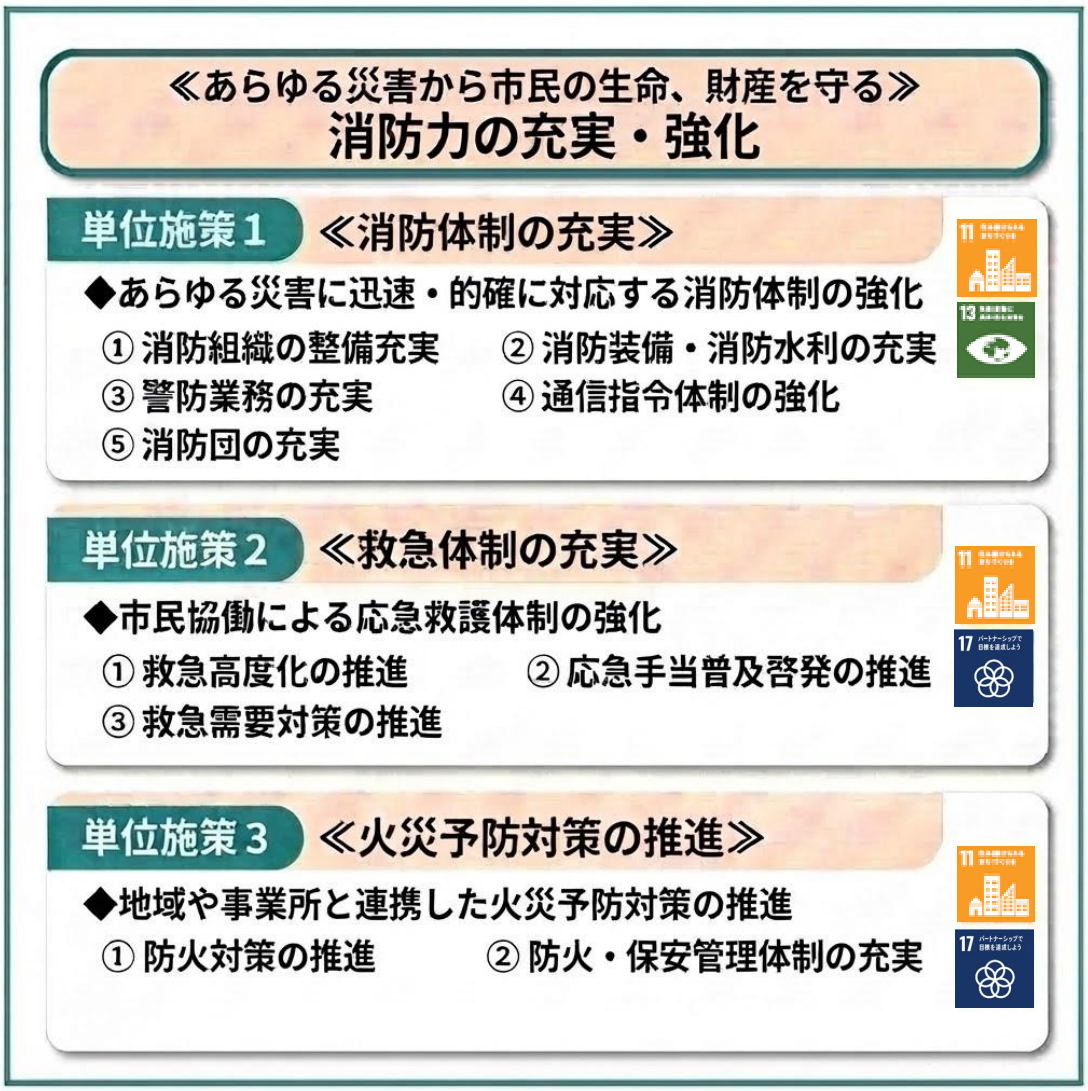


第３章　施策の方向性

激甚化・多様化する災害リスクに立ち向かい、市民の生命と財産を確実に守り抜くため、消防職員が一丸となって現場対応力の強化に取り組み、市民から信頼される強固な消防体制を構築するための具体的な道筋を示します。

計画の目標

第３期計画は、第２期計画と同様に「消防体制の充実」「救急体制の充実」「火災予防対策の推進」を単位施策の３本柱として計画し、消防行政を取り巻く環境の変化に照らし合わせ、「消防力の充実・強化」に取り組みます。



整備計画における持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の取組

ＳＤＧｓが掲げる目標（⑪住み続けられるまちづくりを⑬気候変動に具体的な対策を⑰パートナーシップで目標を達成しよう）と施策を関連付けて、計画の推進を図ります。

【整備計画において取り組むべきＳＤＧｓの目標】



⑪住み続けられるまちづくりを



⑬気候変動に具体的な対策を



⑰パートナーシップで目標を達成しよう



少年消防クラブ訓練の様子



１　あらゆる災害に迅速・的確に対応する消防体制の強化【消防体制の充実】

（１） 消防組織の整備充実

ア　消防庁舎の整備

【現状と課題】

- ➢　本市の消防は、１本部、２消防署、７分署体制で構成され、地域防災拠点としての機能維持が不可欠です。
- ➢　厚木消防署本署庁舎は、竣工以来 53 年が経過し、老朽化や狭あい化、また、機能強化が課題となっていることから、現在地での建て替えに着手しています。
- ➢　築年数が 25 年以上を経過する小鮎分署、睦合分署及び北本署においては、経年劣化等により建物や設備に不具合が発生することが多く、計画的な修繕や長寿命化対策を進める必要があります。

《施策の方向性》

- ➢　老朽化が進む消防庁舎について、「厚木市公共施設最適化基本計画」等に基づき、長寿命化工事や計画的な改修・建て替えを推進し、災害拠点としての機能を維持します。
- ➢　本市の中心部に位置し、消防・防災拠点として重要な施設である厚木消防署本署庁舎について、令和 13（2031）年度の供用開始を目指し、計画的に整備を進めます。
- ➢　適正な維持管理を行うことで、常時災害対応可能な拠点機能を確保し、災害に強いまちづくりの推進を図ります。



厚木消防署本署庁舎

イ　組織体制の強化・職員の人材育成

【現状と課題】

➢　消防本部機能が、令和９年度に複合施設「あつめき」へ移転することから、消防本部及び厚木消防署本署の機能を維持するとともに、災害対応力を更に強化する必要があります。

➢　複雑・多様化、大規模化する災害に対して、消防職員には臨機に対応する能力が求められています。

　また、経験豊富な職員の退職に伴い、組織の若返りが図られる一方で、経験の不足が課題となっています。

《施策の方向性》

➢　消防本部の機能移転に伴い、厚木消防署本署としての機能の充実を図るため、組織体制の見直しを検討します。

➢　消防・救助・救急業務等に必要な高度で専門的な知識や技術の伝承と習得に併せ、各種資格の取得や各種研修への派遣を推進し、幅広い視野と知識を持つ職員の人材育成に努めます。



重機取扱訓練



救急訓練

（２）消防装備・消防水利の充実

消防車両・消防資機材・消防水利の整備

【現状と課題】

➢ 頻発化・激甚化する風水害、大規模地震、特殊災害（CBRNE 災害※、大規模火災等）に対応するため、機能性や操作性に優れた消防車両や災害活動に必要不可欠な消防資機材を計画的に整備・更新する必要があります。

※CBRNE 災害：化学(chemical)、生物(biological)、放射性物質(radiological)、核(nuclear)、爆発物(explosive)による特殊災害

➢ 大規模地震の発生時は、消火栓が使用不能となることが想定されるため、代替となる消防水利の確保が重要な課題となっています。

《施策の方向性》

➢ 「消防車両更新計画」に基づき、機能性・操作性に優れた消防車両や高度資機材を計画的に整備し、消防力の向上を図ります。

➢ 震災時における初期消火能力を確保するため、耐震性防火水槽を計画的に整備し、適正に管理します。



化学防護服



北水槽１号車

（３）警防業務の充実

大規模災害への対応

【現状と課題】

➢　全国的に大規模な火災や地震、豪雨災害が発生しており、本市においても都心南部直下地震や大型台風による局地的な豪雨の発生が危惧されています。

➢　大規模災害時における効果的な消防力の運用及び広域的な消防応援・受援体制のさらなる実効性の向上が求められています。

《施策の方向性》

➢　発生が危惧される大規模地震や頻発する浸水被害を含めた風水害等に対処するため、実践的な訓練を継続して実施し、即応体制を強化します。

➢　全国的に林野火災が増加傾向にあることを踏まえ、林野火災に適した資機材の整備やより実践的な訓練を実施し、消火体制の強化を図ります。

➢　近隣消防本部や警察、自衛隊等の関係機関、さらには地域の民間企業とも連携した合同訓練を計画的に行い、広域的な連携体制をより一層強化します。

➢　消防応援や受援計画の定期的な検証・見直しを行い、消防広域応援体制を確保します。



緊急消防援助隊活動状況



林野火災活動状況

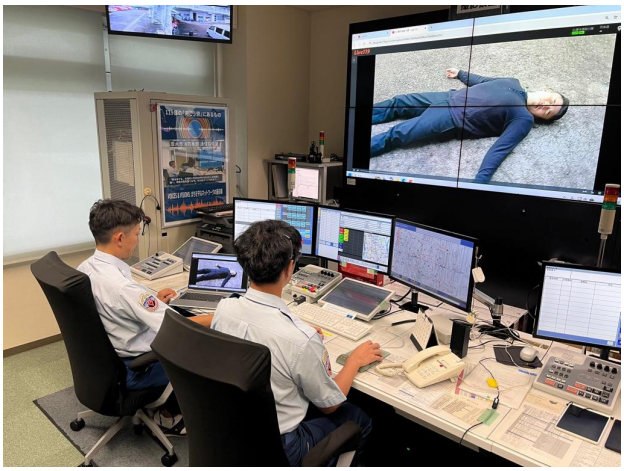
（４）通信指令体制の強化

【現状と課題】

- ➢ 119 番通報の受信件数は増加傾向にあります。また、複雑多様化する災害に迅速かつ的確に対応するため、あらゆる状況に対応できる安定した通信指令体制を確保する必要があります。
- ➢ 令和９（2027）年度に更新される高機能消防指令センターの機能を最大限に発揮させるため、専門的な知識と技術を備えた通信指令員の育成を推進する必要があります。
- ➢ 大規模な火災や地震、豪雨災害等に迅速かつ的確に対応するため、関係機関と広域的な連携ができる体制を整備していく必要があります。

《施策の方向性》

- ➢ 通信指令員の継続的な訓練体制を確立し、専門的な知識と技術の習熟度を高め、より高度な通信指令体制の構築を推進します。
- ➢ 現場の状況を的確に把握するため、最新のデジタル技術等を活用し、災害現場と指令センターにおける効果的な情報共有体制の構築を推進します。
- ➢ 大規模災害に伴う様々な情報の集約、処理能力を向上させ、迅速かつ的確な出動体制を構築するとともに、関係機関と広域的な連携を図ります。



映像通報システム受信状況

（５）消防団の充実

【現状と課題】

➢　消防団は、地域防災の中核をなす要として極めて重要な役割を担っていますが、少子高齢化や社会情勢の変化に伴い、全国的に団員数が減少傾向にあり、充足率の低下や地域防災力の弱体化が懸念されています。

➢　若年層や女性など、多様な人材が参画し、活動しやすい環境を整備していく必要があります。

《施策の方向性》

➢　地域防災の中核をなす消防団の重要性を多くの市民に理解していただくため、各種イベントなどを活用した広報活動を継続します。

➢　消防団の活性化を図るため、学生や女性の参画促進や、活動しやすい環境の整備を図ります。

➢　消防団施設の計画的な整備や資機材の更新を行い、団員の安全確保と消防団の活性化を推進します。



あつぎ消防団ふれあい広場



小型動力ポンプ取扱訓練

２　市民協働による応急救護体制の強化【救急体制の充実】

（１） 救急高度化の推進

【現状と課題】

➢　高齢化の進展等に伴い、救急出動件数が増加傾向にあり、その内容も多様化しているため、医療機関との更なる連携や ICT の活用などによる出動体制を構築し、迅速かつ的確な救急医療サービスを提供する必要があります。

➢　救急業務の高度化が求められている中、救命率の更なる向上を図るため、救急救命士の計画的な養成や救急隊員の専門的な知識・技術の強化に向けた教育・研修体制の充実が常に求められています。

《施策の方向性》

➢　増加傾向にある救急要請に対応するため、ICT を活用して現場の情報収集を効率化し、医療機関と傷病者情報を共有する救急ＤＸにより、迅速かつ的確な救急業務を実現します。

➢　医療機関と連携した派遣型救急ワークステーション事業を継続し、救急隊員の専門的知識と技術の向上を図るとともに、医師が救急車に同乗して、現場に急行する救急医療体制の更なる強化を図ります。

➢　救急車に常時３人の救急救命士乗車に向けて、計画的に救急救命士や高度な医療処置ができる認定救急救命士を育成するとともに、指導救命士による救急現場に即した実践的な教育を推進します。



救急訓練

（２）応急手当普及啓発の推進

【現状と課題】

➢ 救急車が到着するまでに、その場に居合わせた市民（バイスタンダー）が実施する心肺蘇生法やAEDの使用などの応急手当は、救命率の向上を図るために重要な役割を果たします。

市民一人ひとりの救命意識を高め、積極的に応急手当を実施できる知識と技術の普及が求められています。

《施策の方向性》

➢ 小・中学生を含む幅広い世代を対象とした救命講習や救急フェアなど、あらゆる機会を捉えて、応急手当の更なる普及啓発を推進し、救命率の向上につなげます。

➢ 応急手当ＷＥＢ講習（ｅ－ラーニング）等のデジタルツールの積極的な活用や救命講習会において受講者に指導ができる応急手当普及員を養成し、効果的で、効率的な学びの場を提供することにより、市民協働による応急救護体制を推進します。

（３）救急需要対策の推進

【現状と課題】

➢ 救急需要が年々増加傾向にある中で、救急搬送人員のうち、入院を必要としない軽症者が一定の割合を占めており、限りある救急の搬送資源を緊急性の高い事案に確実に投入するため、救急車の適正利用を推進するとともに、医療機関との更なる連携による救急業務の効率化を図るなど、救急体制の更なる強化が必要です。

《施策の方向性》

➢ 救急車の適正利用については、救命講習会や救急フェアをはじめあらゆるイベント、市ホームページやSNSなど多様な機会を効果的に活用した広報活動を展開するとともに、あつぎ健康相談ダイヤルや＃７１１９・かながわ救急安心センター事業等、救急に関する相談窓口を広く周知し、救急車の適時・適切な利用を推進します。

➢ 増加傾向にある救急需要に対応するため、救急車の適正配置や計画的な更新、日勤救急隊の運用のほか、救急ＤＸによる業務の効率化を図ることで、救急体制の強化を推進します。

３　地域や事業所と連携した火災予防対策の推進【火災予防対策の推進】

（１）防火対策の推進

【現状と課題】

➢　本市の建物火災のうち、住宅火災が依然として高い割合を占めており、出火原因の上位には放火や放火の疑い、たばこ、こんろ等が挙げられます。

➢　住宅用火災警報器の設置率は一定の水準に達しているものの、設置から年月が経過した機器の電池切れや本体の寿命（10 年を目安とした交換）に対する啓発、未設置世帯への設置促進が課題となっています。

➢　火災による被害を未然に防ぐためには、市民一人一人の防火意識の向上が不可欠です。

《施策の方向性》

➢　火災の早期発見と被害の低減を図るため、住宅用火災警報器の設置や維持管理の重要性について広く周知し、住宅防火対策を推進します。

➢　防火指導の強化、少年消防クラブの育成など、火災予防に関する啓発活動と指導を継続的に実施します。

➢　市ホームページや SNS など多様な媒体を積極的に活用し、より効率的かつ実践的な火災予防対策を推進し、市民の安心・安全を確保します。



少年消防クラブ発足式

（２） 防火・保安管理体制の充実

【現状と課題】

➢ 建築物の高層化・複雑化、多様な用途の複合化が進む中で、防火安全対策を更に強化し、火災の未然防止と被害軽減を図る取り組みが必要となります。

➢ 危険物施設は、近年の社会情勢により全国的に減少傾向にあるものの、火災や漏えい事故の発生件数は、施設の経年劣化などにより増加傾向にあることから、保安管理の徹底を図る必要があります。

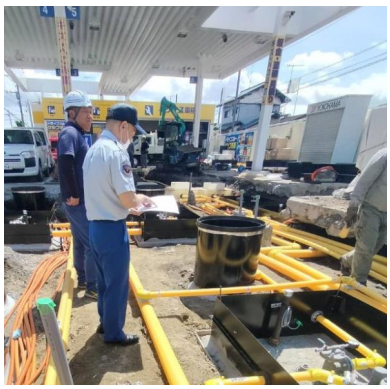
《施策の方向性》

➢ 消防法令に基づき、防火対象物の定期的な立入検査や指導を徹底し、消防用設備等の適正な設置・維持管理を促進するほか、避難経路となる階段や通路の安全確保など防火管理体制の充実強化を図ります。

➢ 危険物の適切な貯蔵、取扱い及び保安管理について、施設の実態に応じた安全対策の徹底を指導するとともに、全国で発生した事故事例や事故防止対策に必要な情報を発信し、自主保安体制の強化を促進します。




新入社員等防災体験研修会

危険物施設等検査

厚木市消防力整備計画

令和９年２月発行

厚木市消防本部消防総務課